

2021 年 12 月 22 日

## 令和 4 年度薬価制度改革に関する所感

日本製薬団体連合会  
会長 眞鍋 淳

今般、中央社会保険医療協議会において「令和 4 年度薬価制度改革の骨子」が取りまとめられました。

医薬品の研究開発・安定供給を通じて健康長寿社会の実現を目指す製薬産業としての立場から、以下の通り意見を表明致します。

革新的な医薬品のイノベーション評価として、新薬創出・適応外薬解消等促進加算の対象品目の拡大、先駆的医薬品及び特定用途医薬品の評価見直し、新型コロナのワクチン・治療薬の開発の評価などが盛り込まれました。さらに、市場拡大再算定の対象品目の類似品のルールにおいて一定の条件下で対象除外とする取扱いに是正されるなど、イノベーションを評価する方向で一部改善が図られたものと認識しております。

一方で、原価計算方式においては、開示度 50%未満の場合の加算係数を 0 に引き下げられることとなりました。これについては、薬価の透明性確保の観点からの見直しであるものと理解しますが、個別品目の革新性が全く薬価に反映されず、開示に向けた取組を阻害することが懸念されます。

今回の見直しの影響等を踏まえ、薬価収載時及び収載後においてイノベーションの成果がより適切に評価されるよう、引き続き改善に向けた検討を進めるべきであると考えております。

安定確保医薬品については、優先度が高い品目を基礎的医薬品の区分に追加するなど、医薬品の安定供給確保の観点からルールの改善が図られました。当連合会としましては、安定確保医薬品のみならず、全ての医薬品の品質確保、安定供給につきまして、国民、患者さんからの信頼を回復できるよう業界一体となり取り組んでまいります。

また、長期収載品に係る特例引下げ（Z2）及び補完的引下げ（C）については、追加引下げ率の見直しが行われることとなりました。今般の見直しは大幅なルール変更ではないものの、薬価専門部会等において具体的な提案や議論がなされぬまま決定されたことについて唐突感はありません。

調整幅の在り方、中間年の薬価改定の在り方につきましては引き続き検討することとされました。調整幅は経済合理的な価格のバラツキを吸収する機能を有しており、引き下げる方向への見直しを行うべきではなく、中間年の薬価改定は 2 年に 1 回の頻度で実施される通常改定とはその位置づけが異なるものであり、基本的な見直しが必要であると考えています。

当連合会としましては、我が国の国民皆保険の持続性とイノベーションの推進を両立に向け、諸課題について引き続き取り組んでまいり所存です。今後とも関係各位の一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上